

問題 8 トランク監禁の悲劇

1
第1 甲の罪責
2
1 Aを車のトランクに押し込んだ行為に，監禁致死罪（221条）は成立する
3
か。
4
まず，上記行為は，人の身体を間接的に拘束して身体活動の自由を奪っ
5
たといえるから，「監禁」したといえる。
6
2 次に，Aは，死亡しているが，結果との間に法的因果関係が認められる
7
か。丙の車が衝突するという過失行為と人工呼吸器の取り外しという介在
8
事情があるため，問題となる。
9
(1) 法的因果関係は，行為の危険性が結果へと現実化したかにより判断す
10
べきである。
11
(2) まず，甲らの行為はAを車のトランクに押し込むというものであるが，
12
トランクは後部座席等と異なり人が入ることが想定されている場所で
13
はなく，安全を確保する設備等が備えられていないから，後ろから自動
14
車で衝突された場合，人の生命・身体に危険が及ぶといえる。そして，
15
停車していた道路が車道の幅員が約7.5メートルの片側1車線のほぼ
16
直線の見通しの良い道路であったとしても，深夜という時間帯というこ
17
ともあって後ろから自動車により衝突される危険性を有していたとい
18
える。そうだとすれば，介在事情発生の一因を作り，かつ，介在事情が
19
発生した場合に結果が拡大する方向へと寄与する事情を設定したとい
20
えるので，死亡する危険を惹起したと評価できる。
21
そして，脳死といえども，人工呼吸器によって心臓停止を免れること
22
ができる以上，死期を早めただけと評価することはできず，死亡させる
23
新たな危険を発生させ，当初の危険を遮断したと評価できる。

問題 8 トランク監禁の悲劇

1	
2	したがって、設定した死亡する危険は、結果へと現実化したとはいえ
3	ない。
4	(3) よって、監禁と死亡結果との法的因果関係は認められない。
5	
6	3 以上より、甲には、監禁罪が成立するにとどまる。
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上